

明るい郷土

住みよい高萩



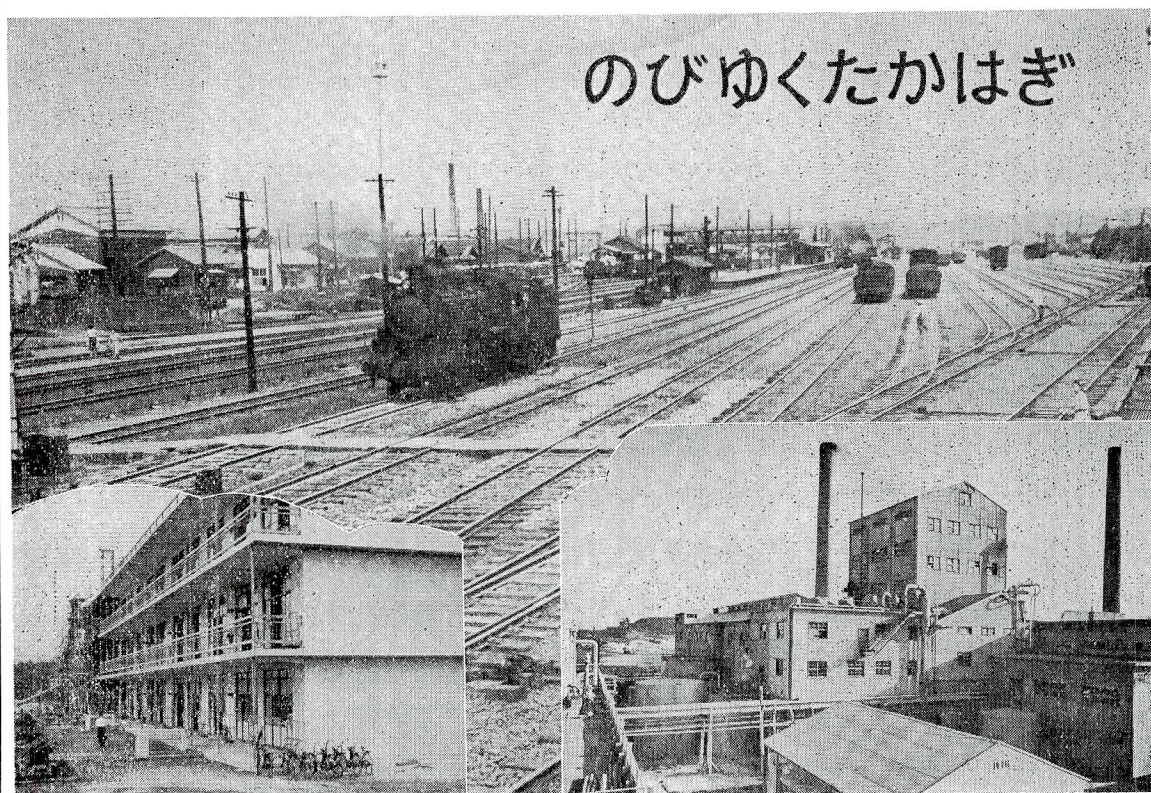
オ71号

1月5日発行

発行 高萩市役所

編集 総務課

印刷 藤枝印刷所



つつしんで市民のみなさまに新年のごあいさつを申し上げます。
昭和三十六年も諸事多端のうちにあわただしく過ぎ去りここに希望多き昭和三十七年の新春を迎えましたことをまずお喜び申し上げます。
私は市の発展と市民福祉の向上のために山積する事業の遂行に努力致してまいりましたが、幸い、市民各位の深いご理解とご協力を賜り、かつ、市議会の非常なご支援によりまして、その意とするとところをいささか達成出来ましたことを心からお礼申し上げます。
さて、市の重点施策といたしております事業につきましては、おかげをもちましてここ数年来非常な躍進を示しておりますがなお今後ともこれら重点事業の整備拡充に向かつてこの心の努力を傾注いたしてまいりたいと存じます。もちろん重点のおきどころはあるにしても、住民自治の本旨にそつた広い視野から、市政の運営がされるべきであると考えますので、広く民意を反映していきたいと思っております。市民のご理解あるご協力をいただいてわたくしの職責を十分に果たしたいと考えておりますのでなにとぞ変わらざるご支援とご指導を賜わりたいと存ずるしだいでございます。



頌春

市長 安村 篤

市議会定例会

企業誘致条例を制定 その他七案件を可決

才四回市議会定例会は去る十二月十八日に開会され会期を五日間と定めたあと報告四件議案八件、請願陳情などについて活潑な審議が行はれ原案通り可決承認されました主な事件の内容は次のとおりであります。

一、報告才四号 昭和三十五年高度都市才入才出決算認定について

市民の皆様とともに健康で昭和三十七年の新春を迎えたいましたことは、誠に御目出たく慶賀にたえません。

あわただしく過ぎさつた三十六年をかえり見ますと引き続いた各小中学校々舎市営住宅の建設、市内道路の補装、農林道の新設、又



十六年度高度都市才入才出追加更正予算について
今回追加額は九、四三九千円で、昭和三十六年度市の総予算額は三億二千三百五十三万四千円になりました。

一、議案才六号 昭和三十六年度高度都市国民健康保険事業費才入才出追加更正予算について
今回の追加額は三、三三七千円で総予算額は二、三、六三二千円となりました。

一、議案才六号 昭和三十六年度高度都市国民健康保険事業費才入才出決算認定について
本件は地方税法の一部改正に伴い現行市税条例のうち市民税に関する部分の改正事項であつて従来市税の所得割額の算出はすべて所得税を基準として算出さ

年頭のことば

市議会会議長

矢代光史

いと考えております。

今年は先ず高等工業学校の建設、駅の東西を結ぶ連絡道の設定、ダム建設の促進、僻地診療所の開設、ヘルスセンターの建設促進、

れたのであるが今回の改正によつて各人の総所得金額から法で定められた控除額（基礎、扶養、各種保険料医療費控除等）を控除した額に所定の税率を乗じて所得割額を算出する様改められたものである。

一、議案才六号 英城郡市町村消防団員公務災害補償組合規約の一部改正について
本件は前記組合規約の一部改正でその骨子は障害賠償を二段階に分け今まで一本であつたものが才一種障害補償と才二種障害補償の二段階にするための決議事項である。

一、議案才六号 路線の認定について

市議会臨時会

議長に 矢代光史氏
副議長に 鈴木好之氏

市議会の申合せによる一年交替議長選をめぐつて去る十二月五日に市議会臨時会が開かれました。

始めに前議長小松正治氏からの議長辞任について許可をし、直ちに議長選挙を行つた。選挙は投票によつて行われその結果多数をもつて矢代光史氏が議長に当選しました。ついでに前議長矢代光史氏の辞任に伴う副議長の選挙を行い投票の結果鈴木好之氏が副議長に当選しました。

ついで市議会常任委員の十一月二十七日をもつて任期満了につきその選任を行い次の通り決定しました

総務委員会 委員長 石 安太郎

委員	鈴木 真鍋
委員	鈴木 道雄
委員	沼田 保
文教厚生委員会	舟生 一郎
委員	大和 幸男
委員	大和田 知之
委員	大久保 清
委員	田那 正男
委員	鈴木 藤雄
委員	豊田 克美
委員	大部 重高
委員	川松 光彦
委員	棚谷 立夫
建設委員会	作山 巖
委員	佐田 政次
委員	豊田 武門
委員	矢代 良三
委員	上田 助重

本件はすでに区画整理を完了した東地区の路線について市長が認定する為には議会の承認を必要とするのでその事件決議事項である。

一、議案才六号 高度市企業誘致条例制定について
本件は従来よりあつた工場誘致条例を廃止して新たに企業誘致等例を制定するものである。

一、高秋市定期監査報告について
本件は地方自治法才一九九条才一項の規定に基づく市のすべての事務執行状況に関し定期監査を行つたその結果を報告し議会の承認を得ようとするものである。

国民年金法が大市に 改正されました

国民年金制度に対しては発足前より、老令年金の支給開始年齢がおそ過ぎるとか、年金を受ける前に死亡した場合の保険料はかけ捨てになるとか、障害、母子年金を受けるのに必要な資格期間が長すぎるとか云々の批判や改善の要望が国民の各層より寄せられておりましたが、今般これらの要望に応えて国民年金法が大幅に改正されましたのでお知らせいたします。

① 老令年金の繰上げ支給

老令年金の支給が開始される年齢は、従来六五才となつておりましたが六五才ではおそ過ぎるとの声も強かつたので、早期受給を希望する被保険者には六〇才から年金を受けることが出来るようになりました。

つまり六五才より年金を受ける資格を有する人は、六〇才より希望すれば何時でも年金を受けることが出来るようになりました。但しこの場合の年金額は多少減額され、六〇才で年金を受ける場合は、六五才より支給される年金額の約六割程度で六四才で希望する場合は約九割程度の年金額になります。

② 特例による老令年金の創設

保険料の免除期間が長かつたため、保険料を一〇年以上納付することの出来なかつた被保険者には、拠出制の老令年金は支給されず、七〇才から老令福祉年金が支給され、その者が三年以上以上保険料を納付しているときは、三年分を超える保険料は還付されることとなつていました。

しかし今回の改正では、このような免除期間の長い低所得の人々に対する年金保障を厚くするため、保険料の還付にかえて拠出制の老令年金を支給することになりました。

つまり免除期間が長くても保険料納付済期間が一年以上ある者には六五才より六九才までの五年間、特別に拠出制の老令年金が支給されることになったのです。この人達は、もちろん七〇才より老令福祉年金が支給されますが、特例による老令年金の額は、保険料を納めた期間に応じて異なり一年以上四年未満が五、〇〇〇円、四年以上七年未満が七、〇〇〇円、七年以上の場合が九、〇〇〇円となつております。

③ 準母子年金制度の創設

祖母が孫を養つていたり姉が弟妹を養つていたりな母子世帯と同様の状態にある準母子世帯に対しても年金が支給されることになりました。

この準母子年金は、次の様な祖母や姉が、母子年金の受給資格期間を満している場合に支給されます。

- (イ) 夫に死別した祖母が孫と生計を同じくしているとき。
- (ロ) 息子が死亡して、配偶者のいない祖母が孫と生計を同じくしているとき。
- (ハ) 夫に死別した姉が弟妹と生計を同じくしているとき。

(ニ) 父又は祖父が死亡して、子又は孫である独自の姉が弟妹と生計を同じくしているとき。

但しこの孫又は弟妹は十八才未満か二〇才未満の身体障害の子であつて、父がなく母と生計を同じくしていないものに限られます。

準母子年金の額は母子年金の額と同じで、最低一九、二〇〇円から最高二五、八〇〇円までとなつておりますが、孫又は弟妹が二人以上いるときは、二人目から四、八〇〇円が加算されます。

④ 死亡一時金制度の創設

保険料をかけて年金が支給されないまま死亡したときは、かけ捨てになるのではないかと云つた不満の声に答えて、死亡一時金制度がつくられました。

つまり保険料を三年以上納めた人が、国民年金から何の給付も受けずに死亡した時は遺族に死亡一時金が支給されます。この一時金を受けるこの出来る遺族は配偶、子、父母、孫、祖父、母兄弟姉妹で死亡者と一緒に生活していた者に限られます。

この死亡一時金を受けることの出来る遺族の順位は前記に順位によりますが、同順位者が二人以上いるときは、一人に一時金を支給すると全員に支給したものとみなされます。

一時金の額は保険料納付済期間により異なりますが最低五、〇〇〇円から最高五二、〇〇〇円までとなっております。

⑤ 障害、母子、準母子、遺児年金受給資格期間の短縮

従来これ等の年金の支給を受けるためには、最低三年間の保険料を納付（このうち一年半は免除でもよい）してなければならぬとせんでしたが、不幸な人に少しでも早く拠出制の年金を支給して、その生活を保障するため、最低一年間保険料を納付していれば、これ等の年金を受けることが出来るようになりました。

この場合の年金額は拠出制の年金額が該当し、一級障害が三〇、〇〇〇円、二級障害が二四、〇〇〇円、母子、準母子年金が一九、二〇〇円、遺児年金が一、二、〇〇〇円となつております。

⑥ その他の改正事項

まず、福祉年金についてですが、拠出制の準母子年金と同様に、準母子福祉年金がつくられ、現在準母子の状態にある祖母や姉に対してすぐに年額一二、〇〇〇円の準母子福祉年金が支給されることになりました。

次に福祉年金の支給制限も緩和され、受給権者の所得制限額十三万円に、子又は孫一人につき、一五、〇〇〇円が三〇、〇〇〇円に引き上げられました。

又、母子、準母子福祉年金は、同一世帯に二五才以上の子供がいると支給を止められましたが、今回の改正により、二五才以上の子に前年の所得が五〇万円以上ある時のみ支給が停止されることになりました。

拠出制の遺児年金についても、年金額七、二〇〇円から一二、〇〇〇円に増額され、未支給年金についても請求の出来る遺族の範囲の拡大がなされました。

なお前納納付制度についても従来は、納付書による現金納入のみが認められておりましたが、今般の改正により割引印紙が出来ることになりましたので、希望すれば何時でも印紙による前納が出来るようになります。

市福祉事務所

国民年金係

自衛官募集

ただいま陸上、海上、航空自衛官の才四募集が行われておりますから奮つて応募下さい。

一、受付期間

37年1月25日まで市役所総務課

二、応募資格

(イ) 37年1月1日現在で十八才以上二十五才未満の者

(ロ) 新制中学卒業程度以上の学力を有する者

詳細については市役所総務課までおたずね下さい。

成人となられる みなさんに

成人の日を迎えられるみなさんに對して、心から祝福申し上げます。

昔なら元服というところで、民法才三条でも「満二〇才をもつて成人とする」としてあります。これからは親權に服することがなくなり自由人として完全な行為能力を与えられて、国政の一翼をになうことになるわけです。

成人の日を迎えられるみなさんに對して、心から祝福申し上げます。権をもつことになりませんが、政界の現状をみてどのような感じですか。

しかし、反面、社会では今までのように子どもとして甘やかされたり、保護したりしてくれませんが、したがって、重大な責任を背負うことになるというわけが、自由です。というわけで、軽はずみな行為をしたとしたらどうなるでしょうか、だから信頼されない人間になつてしまします。

正義を追求し、隣人を愛し、人からも愛される人になるよう、社会にでも、家庭の中にあつても、責任ある立派な行動をとつていただきたいと思ひます。人間の価値というものは「役に立つ人」ということでできるものと思ひます。



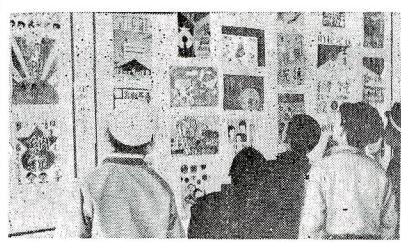
民主主權を基礎とする新憲法のもとでは、選挙権は私たちのもつてゐる根本的な權利であつて、政治をよくして私たちの社会を住みよい幸福なものにするのも反対の方向に導くことも、選挙権の行使のしかたにかかつてゐます。みなさんの新鮮な感覺をもつて、どうか政治の浄化ができますよう、期待しております。

をもつてするということわざがありますが、みなさんの日常の行動において、あてはめてみてください。

園児募集

市立才一幼稚園では、昭和三十三年年度の園児募集次の要領で行ないます。

一、募集人員 九十名
二、応募資格 本市内に居住し、昭和三十三年四月一日までに、満五才となる者
三、応募手続 保護者は、所定の入園許可願に幼児の住民票抄本を添へ本園へ提出する
一、募集期間 昭和三十三年二月十二日から同月二十一日まで
二、入園許可の条件
(イ) 園医の健康診断を受け身体強健で、伝染性疾患がないと認められること
(ロ) 本園からの距離が余



子供たちの書く納税ポスター

成人式典

一月十五日の成人の日には新しく成人となる人のために、社会人としての榮譽と責任とを自覚し、豊かな教養とたくましい実践力とを身につけていくことを祈り祝福激励するための日であります。

心配ごと相談所

お気軽にご利用下さい

毎週木曜日 午後1時より3時まで

高萩市研修会館

当日は受付の午前九時より開会までの間成人者を祝福して、高萩市民オーケストラの演奏、高萩市連合青年会のコーラス等を催します。

なお当日は成人該当者(昭和十六年一月十五日までの出生の者)五八七名(男三二〇名女二六七名)の晴れの門出を祝福して市民の皆様には各戸に国旗を掲揚して高萩市を旗の波で埋めて下さるようお願い致します。

工事入札

今年も市営住宅三十戸を設建

◎今年も市営住宅三十戸が立てられます。市の住宅難を少しでも緩和しようとのほど黒尾工務店と請負契約が結ばれました。才二種木造三十戸、工事費一千万円が投入され完成は三月三十一日ごろに予定されています。ところは市内有明町三丁目六四番地です。

◎上手綱上穂町地内水路改修工事が行われます。工事費三十八万七千円を投入して笠井組と契約が結ばれた2月28日から施行され2月2日が完成の予定です。

今月の納税

一月三十一日まで
市民税 才四期
健康保険税 才四期